

国分寺市総務部課税課住民税係
電話 042-312-8620（直通）
受付時間 8：30～17：00（土日・祝日・年末年始を除く）

▼賦課期日時点住所・納税者氏名

--

通知書番号			
金融機関名 (支店名)			
□座番号		振替方法	
(□座名義人)			

※「充当又は委託納付額」がある場合は、実際に納める額は充当又は委託納付額を差し引いた金額となります。

納期限							
▼一括で納めていただく場合							
※一括での納付をご希望の場合、納めていただく金額は右記の通りとなります。							

▼特別徴収対象の公的年金の種類と支払者の名称・法人番号

公的年金の種類	
支払者の名称	
支払者の法人番号	

▼昨年度の通知書でお知らせした、4月から8月の公的年金から特別徴収される月と金額
(仮徴収税額)

年金より特別徴収される額			

▼10月から2月の公的年金から特別徴収される月と金額

▼来年度も引き続き公的年金からの特別徴収の対象となる場合に、
来年度の4月から8月の公的年金から特別徴収される月と金額（仮徴収税額）

年金より特別徴収される額			

(単位：円)

▼所得金額等

給 与 収 入	
公 的 年 金 等 収 入	
合 計 所 得 金 額	
繰 越 損 失 額	
総 所 得 金 額 等	

▼所得控除額

控	
除	
合	
計	

▼扶養親族該当区分

[illegible]

▼本人該当区分

▼算出税額			
税 額 控 除 前	所 得 割 額		
所 得 割 額			
均 等 割 額			
森 林 環 境 税 額			
減免額・免除額			
年 税 額（住民税及び森林環境税の額）			
給与・公的年金等からの特別徴収税額			
差引普通徴収税額（本年度納めていただく額）			
控 除 不 足 額			
（うち還付額）			

▼課税標準額

課税の根拠等（※税率等は、最新年度の内容を記載しています。）

（注、以下「法」とは地方税法、「市条例」とは国分寺市市税賦課徴収条例、「都条例」とは東京都都税条例、「森林法」とは森林環境税及び森林環境課与税に関する法律をいう）

1 納税義務者

当該年度の初日の属する年の1月1日現在において、当市内に住所を有する個人には個人住民税の所得割額・均等割額及び森林環境税額が、当市内に住所を有しない個人であっても、当市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人には均等割額が課税されます。

（法第24条・39条・294条・318条、市条例第16条・29条、都条例第24条の2・24条の7、森林法第3条・6条）

2 延滞金

納期限までに税金が完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ、税額に年14.6％（納期限後1か月以内の期間は年7.3％）の割合で計算した額の延滞金を徴収します。当分の間当該割合は、租税特別措置法に規定する延滞金特例基準割合に年7.3％（納期限後1か月以内の期間は年1％）の割合を加算した割合とします。令和7年の延滞金特例基準割合は1.4％、延滞金の割合は年8.7％（納期限1か月以内の期間は年2.4％）です。延滞金特例基準割合は毎年変更となります。（法第326条・附則第3条の2、市条例第12条・付則第9条の2）

3 審査請求

この通知書に記載された決定事項について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に行政不服審査法の規定により国分寺市長に対して文書をもって審査請求をすることができます。

また、上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国分寺市を被告として（訴訟において国分寺市を代表する者は国分寺市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えをすることができます。①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため、緊急の必要があるとき、③その他、裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

（法第19条・19条の11・19条の12、行政不服審査法第2条・4条・18条、行政事件訴訟法第8条・11条・14条、森林法第16条）

4 軽減と免除について

生活保護、天災その他特別な事情がある場合には、市条例及び森林法の規定により納期限までに事由を証明する書類を添付して軽減又は免除の申請をすることができます。（市条例第33条、森林法第11条）



税額の計算方法(分離課税分を除く) ※所得金額の算出方法や分離課税の計算方法等の詳細は市HPをご覧ください。 →

所得割額										均等割額 4,000円		森林環境税額 1,000円 令和6年度以降	＝	合計年税額 (100円未満切り捨て)
課税 標準額 (1,000円未満切り捨て)	所得 金額	－	所得 控除	×	税率		税額 控除等	＋	市民税 都民税					
					市民税 6%	都民税 4%			市民税 都民税 3,000円 1,000円					
						令和5年度以前は 市民税 3,500円 都民税 1,500円								

◎ 税率

均等割		所得割	
市民税	3,000円	市民税	6%
都民税	1,000円	都民税	4%
森林環境税	1,000円		

◎ 所得控除

雑 控	損 除	(実質損失額－総所得金額等の合計額 ×10％)又は(災害関連支出の金額－5万 円)のうちいずれか多い方の金額		
医 療 費 控	費 除	医療費の実質負担額－(10万円と総所得金額 等の5％のいずれか少ない金額) (限度額 200万円) ※法附則第4条の5の規定の適用を選択する場 合 特定一般用医薬品等購入費－1万2千円 (限度 額8万8千円)		
社 会 保 険 料 控	除 税	国民年金、国民健康保険料 (税)、介護保険 料等の支払金額		
基礎控除 (合計所得金額2,500万円超は適用無し)				
納税者本人の 合計所得金額	2,400万円 以下	2,400万円超 2,450万円以下	2,450万円超 2,500万円以下	
	43万円	29万円	15万円	

生 命 保 険 料	支払金額		控除額	
	新契約	12,000円以下のとき 12,000円超32,000円以下のとき 32,000円超56,000円以下のとき	全額 支払金額の1/2+6,000円 支払金額の1/4+14,000円	
除 地 震 保 険 料	旧契約	56,000円超のとき 15,000円以下のとき 15,000円超40,000円以下のとき 40,000円超70,000円以下のとき 70,000円超のとき	28,000円 全額 支払金額の1/2+7,500円 支払金額の1/4+17,500円 35,000円	
	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額70,000円） 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額28,000円）			
	支払金額			
	控除額			
除 地 震 保 険 料	保 険 料	旧契約	50,000円以下のとき 50,000円超のとき	支払金額の1/2 25,000円
		旧 長 期 契 約	5,000円以下のとき 5,000円超15,000円以下のとき 15,000円超のとき	全額 支払金額の1/2+2,500円 10,000円
	地震保険料、旧長期契約の両方がある場合は、限度額25,000円			

納税者本人の 合計所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者 控 除	一般	33万円	22万円	11万円
	老人	38万円	26万円	13万円
配 偶 者 特 別 控 除	所得金額		控除額	
	偶 者	48万円超 100万円以下	33万円	22万円
		100万円超 105万円以下	31万円	21万円
		105万円超 110万円以下	26万円	18万円
	特 別	110万円超 115万円以下	21万円	14万円
		115万円超 120万円以下	16万円	11万円
		120万円超 125万円以下	11万円	8万円
	控 除	125万円超 130万円以下	6万円	4万円
		130万円超 133万円以下	3万円	2万円
		133万円以下	1万円	
	障害者控除(他障) (特別障害者) (同居特別障害者)		26万円 30万円 53万円	扶 養 特定 同居老親等 45万円
	寡婦控除		26万円	控 除 老人 38万円
	ひとり親控除		30万円	
	勤労学生控除		26万円	

納付済領収証書貼付台紙

第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期
-------	-------	-------	-------

◎ 税額控除(調整控除)

納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額
合計課税所得金額が200万円以下の者
次の①と②のいずれか少ない額の5％(市民税3％、都民税2％に相当する金額)
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額
合計課税所得金額が200万円超の者
①の金額から②の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5％(市民税3％、都民税2％)に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

控除の種類		金額		
基 礎 控 除	除 者	5万円		
		同居特障	特障	他障
障 害 控 除	除 者	22万円	10万円	1万円
		寡 婦 控 除	1万円	
寡 婦 控 除	除 者	1万円		
		父	母	
ひ と り 親 除	除 者	1万円	5万円	
		勤 労 学 生 控 除	1万円	
納 税 者 本 人 の 合 計 所 得 金 額	配 偶 者 控 除	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
		一般	4万円	2万円
		老人	10万円	6万円
特 別 配 偶 者 控 除	除 者 額 の 区 分	48万円超 50万円以上 50万円未満	5万円	4万円
		50万円超 55万円未満	3万円	2万円
		55万円未満	1万円	
扶 養 控 除	除 者 額 の 区 分	特定	18万円	同居老親等 13万円
		老人	10万円	その他 5万円

◎ 税額控除(配当控除)

種類	課税総所得金額等 ※ 1,000万円以下の部分		1,000万円超の場合	
	市民税	都民税	市民税	都民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

※課税退職所得金額、課税山林所得金額を除く

◎ 税額控除(住宅借入金等特別税額控除)

前年分の所得税において平成21年1月から令和7年12月までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた金額。ただし、居住年が平成26年4月から令和3年12月まで(法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで)であって、特定取得、特別特定取得(特別取得及び特別特別取得を含む。))又は特別特別特別取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の1」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額

①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額)		②前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額)	
市民税		3/5	都民税 2/5

◎ 税額控除(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

区分	市民税	都民税
配 当 割 又 は 株 式 等 譲 渡 所 得 割	3/5	2/5

◎ 税額控除(寄附金税額控除)

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額(寄附金の合計額が総所得金額等の合計額の30％を超える場合には当該30％に相当する金額)が2千円を超える場合には、その超える金額の市民税は6％、都民税は4％に相当する金額

- 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
 - 東京都共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
 - 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として東京都又は国分寺市の条例で定めるもの
 - 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として東京都又は国分寺市の条例で定めるもの
- ただし、1のうち、特例控除の対象となる寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の市民税は5分の3、都民税は5分の2に相当する金額をさらに加算した金額(所得割の20％に相当する金額を超えるときは、その20％に相当する金額)

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上195万円以下	84.895%
195万円超330万円以下	79.79%
330万円超695万円以下	69.58%
695万円超900万円以下	66.517%
900万円超1,800万円以下	56.307%
1,800万円超4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満(課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90%
0円未満(課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有する場合)	法に定める割合